

第11回高知県談合防止対策検討委員会 会議要旨

平成25年 1月22日（火） 9:00～11:00
高知会館 3階 「飛鳥の間」

1 出席者

(1) 委員会

稲田委員、大年委員、坂本委員、下元委員、甫喜本委員、村瀬委員、山本委員、渡邊委員

(2) 事務局

奥谷土木部長、味元土木部副部長、栗本土木技術監、田所建設管理課長 ほか

2 議題

(1) 事務局報告事項について

「独占禁止法違反とされた事業者以外の事業者からの聞き取り調査の概要」の説明

(委員) 落札率に関するヒアリングであるが、「仮に100%で取っても必ず利益が出るわけではない」というコメントがあるが、そうすると、予定価格の中には、業者の利益、その他色々なものも含めて総合的に決められていたと思っていたが、100%でも利益が出ない背景は確認しているか。

(事務局) 具体的な話は聞けていないが、この委員会でも議論されたとおり、予定価格は一定調査結果に基づく標準的なところで設定されており、標準価格を上回るような状況、特に当該施工現場に積算に反映出来ない特殊性があった場合、通常の施工を行ったとしても、予定価格を超えざるを得ない、利益相当分を費用に回さざるを得ないといった状況になるといったことかなと推察している。

(委員) そうすれば、予定価格を発注者側はしっかり積み上げていくことが、非常に重要だということを、このコメント者は言いたいのか。

(事務局) そうだと思う。施工現場の実態をきちっと把握してほしいと。中間取りまとめでも意見をいただいていたが、そういった感じであると思っている。

(2) 談合防止対策について

「県発注工事等における談合防止対策について ～これまでの検証と今後取り組むべき対策～（最終報告）」の説明

「1. はじめに」について

- (委員) 赤い字の中程にある、「国土交通省発注工事の…誠に遺憾である。」のところ
にすごく抵抗があり、この文言はなくても良いと思う。疑いを持たれたこと自
体が遺憾であるということは、「疑わしいものは罰しますよ」という感じで疑
問を感じる。
- (委員) 私もちょうど同じことを感じた。ちょっと書き過ぎではないかと思う。
- (委員長) 2人の委員から同じ意見が出たが、事務局ではこの文言のところは削除なり検
討してもらえないか。
- (事務局) 他の委員も同意見であり、委員会としてはここまでのコメントは今の段階では
出せないのであれば、事実だけを書くということで、コメントは挟まないとい
うことであれば。
- (委員) 詳細なことは分からず、分からない中で申し上げるしかないが、越知町の談合
があり、国土交通省発注工事で談合の疑いがあるということであるが、国土交
通省で談合があったとしても、こちらは性格が違うのではないかと思う。越知
町の案件は平成22年11月であり、これは県でもそういうことが起こっていた時
期であるが、国土交通省の案件はそのずっと後のことである。そうすると、公
正取引委員会の手続があってもなお発生したとすると、この問題を解決してい
くということは、非常に難しいことだと感じている。
- 2人の委員の意見も分かるので、表現は皆さんにお任せしたいと思うが、これ
はやはり、私達が今議論している対策というものが、本当にみんなを幸せにす
るものかどうかということ、一度検討する必要があると感じている。
- (委員長) 今委員が言ったことは、正にそのとおりで、本当に今回の問題が起こってから
さらになされていたのだとすれば、ものすごい問題の深さを示していると思う。
他方で、事実が細かく分かっていない段階で、有罪だと決め付けるのはどうか
という配慮をすごくしなくてはいけない。もしこれが事実だとすれば、問題の
根深さを示しているという書きぶりであれば許されるのではないかと思う。
- (委員長) それではこの件については、先ほどの3委員の意見が委員会の意見というこ
とで、事務局に検討してもらおうということによろしいか。

「2. これまでの県の取組の検証」について

- (事務局) 協会の取扱いの件については、次回説明する時に、再度見ていただければと思
う。

「3. 今後取り組むべき談合防止対策

(1) 入札制度の見直し 」について

(委員) どうしたら良いかがよく分からないが、7ページの「② 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し」で、「入札の根拠となる工事費内訳書を提出させる」とあるが、これは、今の、前払い40%、完成時・引渡し時の60%支払いという支払制度に繋がってくるものだと思う。

国際的な常識では、プログレスペイメント (progress payment)、工程払い・進行払い・出来高払いと訳されているが、工事の進行度に合わせた形で支払う制度となっている。一方、日本の制度は、40%は前払いで、元請は現金をとって、下請に対しては120日ぐらいの手形を切っている。このため、下請は現金に変えるために手形を割り引かなければならないため、キャッシュ・フローへの効果の点では、元請が効果を楽しんでいる。あと60%は官が握っており、官の立場が強い状態にある。

世界的な常識では、工事の支払いは、工事の進行に合わせて行うこととなるため、工程のプログレスを測ることが出来る見積書が前提となる。このため見積書は、単価と時間や件数を前提とした、工程払いが出来るような、単価主義のような形のものとなる。

一方、日本の場合は総額主義で、総額に対して40%は前払い、60%は完成時の支払いとなっているため、国際的に常識である見積書作成が、日本では出来ない。

地方自治法等定められているかもしれないが、提出させる工事費内訳書は、工程払いを一つの契機とした工事の進行度を測定できる内訳書になることが、総額主義の元での価格を巡る競争から、違った形での、合理的な見積に基づく競争力、経営力を付けていく条件になると思っている。

工事費内訳書を否定することが出来ないが、総額主義的な内訳書では問題ではないか。工事進行が測定出来る形での単価に基づいた工事費内訳書とし、見積力を高めていくためのものでなければならないのではないかと。

前払いという、いわゆるどんぶり勘定での支払いを止めるものに繋げていかなければならない。

国際的な常識でやれば事務が煩雑になるからということだが、国際会計基準では工程払いを前提とした収益・認識基準が設けられているが、日本だけが取り入れられていない。やはり、国際的には異常な状態が前提となって現在の制度があるのだから、その辺を見通して、工程払いと繋がる工事費内訳書が望ましいということ、一言でも触れられないか。

(委員) 私も委員の意見に賛成である。様々な検討をされてきたと思うが、国際的に見て、違ったやり方が取られている背景は、施工があったことや、手形というものがあがたがられていた時代というのがあった。ただ、状況が変わってきて手形支払いをするという慣行が段々と、厳しくなっているため、そのところは変えていく必要がある。委員の言う単価総額契約の導入を真剣に考えていて、専門工事企業の方々、労働者の方々が安心して仕事できるような環境というものを作るということに全力で取り組むべきではないか。

(事務局) 全体の仕組みを大きく変えるような話。談合防止対策ということで、これまで

義務付けていない工事積算内訳書を義務付けすることからはじめようとしている。意見のあったような見積内容を全社から出させるということは、現実的には難しいと思っている。まずは、これまでにやっていないことで一步を踏み出してもらえるように対応したい。これまで積算の提出が一切なかったところを出してもらおうようにする。まずは、そこをしっかりとやっていきたい。

(委員) 制度の枠に触れてくるとのことだが、色々なものが相関している。40%前払いで、60%は後払い。総額主義と、価格競争を巡って積算能力を高めていくという。積算能力を高めるというのは見積もり能力を高めるではなく、予定価格を見ながら技術的な面を抜きにして仲間内で作って価格指定していく。談合の1点を防止するのではなく、日本的なシステムを国際的にも説明できるようなシステムにしていけないといけない。一番ポイントになるのが新工程払い。価格だけで色んなことを運んでいこうとする、工程の支払いができないようなシステムが、間接的に談合の一番の原因になっているのではないかと。ただ、今の制度の枠を変えなければいけない問題で、それを除いた形で今のやり方の範囲内ですということであればこれは仕方ない。非常に気になるところは、9ページの総合評価方式で技術評価点を価格で割るという除算方式。バリューフォーマネーというグローバルスタンダードにあったことを言いながら、どこの国もやっていないような除算方式を入れ込んでいるというのは、問題と思う。出来るだけバリューフォーマネーという言葉は使ってほしくない。価格あたりの価値というのは、価格を少なくすれば点数高くなるわけで、加算方式の方が技術的評価点とかを重視するという意味ではいい。今の枠の中の制度で考えるのであれば、削除してほしい。

(委員) 国際的に見て、著しい違和感がないようなやり方をしていくことは大事なこと。同時に国によって慣習が違う、文化が違うという中でローカルのやり方を大事にしていくことも大切。本当に対策に効果があるのかということが大事。今までやっていないことをやった、新しい取組みをして頑張っているのだという意識ではいけない。積算にしてもソフトがあり、工事積算内訳書を出させても効果があるとは正直思えない。

最初のほうにあったような「着実に実施されていると認められる」、あるいは、というような意識に基づく新しいことをやっているという自己評価は、慎重にしていける必要がある。

総価単価、出来高部分払いに関しては大変なことだが、今の実態がどういうふうになっているのか、国交省の疑いの件についても、抜本的に今までのやり方を変える必要があるということを示唆しているのかもしれない。

他にも民のほうが自分の価格をつけるという仕組み、アメリカでいえばユニオン、日本ではないが。日本のやり方というのは官が値段を付けてそれに基づいて動いていく。入札というのは本来民も値段を付けて、官も値段を付けてそのせめぎ合いで、均衡点として価格が決まるというのが建前としてはあってほしいが、日本の場合は官が値段を付けて民からの価格に対する押し上げ能力がすごく弱いからダンピングになってしまう。価格を守るために談合するという構図はあると思う。価格の押し上げ能力をどうやって作るかというのが課題。抜本的に変えなければいけないところは色々ある。1つ1つ出来るところからしていくのが大事。

(委員長) ②の最初については、発注側の制度的な縛りの面もあるということで、意見を踏まえて、この文言でいくということはどうだろうか。制度的なものがあるということで内容は変更しづらいというところがあるようだ。思い切ってというところも意見としては踏まえてほしいところ。

(委員) 除算で総合評価方式をやっている国はたぶんほとんどない。日本が特殊なところだが、国交省が総合評価方式を取り入れた時は、スーパーコンピューターを導入するときに性能と価格の両方を見るということで、性能を価格で割った値で判定していこうということが最初のきっかけだったと思う。少ないお金で最大のパフォーマンスを発揮するような提案を受け入れていこうという考えがあって、バリューフォーマネーという言葉で表現されている。そのこと自体はいいと思う。ただ、今このやり方をやるということは問題である。そもそも入札価格に対して信頼性がない。でなければ、最低制限価格というものを設けないはず。最低制限価格がないのであれば、除算方式でもいい。最低制限価格を設けているということは企業の入れた価格に対して疑念を持っているから制度としてあるのであって、そういう状況の中でバリューフォーマネーというやり方を導入するのは間違っている。バリューフォーマネーの考えが通用しない。正直に言って、加算方式を導入したからと言って状況が劇的にかわるわけではない。国土交通省が導入するときにシミュレーションをしている。確かに部分的には変わるが大きく変わるものではない。過度な価格競争があつて価格の信頼性が損なわれている疑念がある状況では、除算方式というのは導入すべきではないという考えである。

(委員長) 9ページの中間報告にはない3行の部分だが。

(委員) そこは新しいところである。更に付け加えてもらえるなら、「過度な価格競争が発生し価格への信頼性が損なわれる懸念がある場合は」ということを個人的には付け加えてほしい。価格への信頼性が損なわれている状況では除算方式は使えない。

(委員) 6ページのところの予定価格の事前公表の見直しというところだが、この文面で見ると現状維持ということで慎重に考えていこうと、今後の方向性という枠では積極的な意思表示はしていないようにこの文章からは読み取れる。見積を事前に提出させるということも入っている中で、予定価格を事前に公表するというのを据え置いたままでいくのは、見積を事前に出させるということと整合が取れていない。慎重に考えるべき理由として、業者からの働きかけがあるということだが、今回コンプライアンスの遵守ということで排除すると、発注者の方も毅然とした態度で臨むということで表明しようとしているのだから、働きかけがあるかもしれないということで消極的なのは今後に向けての意思表示としては後ろ向きという印象を受ける。業者の人の技術力、見積もり能力を高めていきたいという思いもあるので、国も事後公表へシフトしていきなさいと言っているわけだから、県としても今後その方向で検討していくという文面に直してほしい。

(委員長) 私もその意見に賛成である。

(事務局) この点については、部内でも委員が言ったようなこともあるということで、検討をしている。委員会でも同様な意見ということであれば書き加えて県も引き

続き検討したい。

- (委員) 基本的にはこういうことになるのだろうと思う。難易度というのは技術的難易度だと思うが、仮に高度な技術を使わないとその工事は易しいのかと問われればそれだけではないと思う。地元の企業というのは技術的な部分以外で苦労している部分がたくさんあるのではないか。例えば、騒音が出ないようにする、苦情が来ないようにする。あの企業であるなら安心だという安心感を与える。それは中々書面には出てこない、見えにくい部分であるけれども工事がつつがなく終わっている技術面以外の努力があって、それは企業と発注者の努力であると思う。指名というのは、目に見えない努力というものを上手く汲み取ることが出来た仕組みだった。総合評価というのは全て公開されて、判断の公平性、公正さは数値を使って説明できないものは取り入れることが難しいという限界があり、ジレンマを感じていると思う。そういうところを表現として取り入れる仕組みはできないものか。

「(2) ペナルティーの強化」について

- (委員) 賠償金のところだが、現行が20%でさらに加算を考えていくということだが、損害賠償額の予定が法としてあって、当事者間で事前に賠償額を予定していれば、賠償金と推定されるという規定がある。それを根拠とすることは構わないと思うが、事前の契約ということで明確性は非常に必要になってくる。再度の違反や主導的な立場というのがどういうものなのか、当事者同士が十分に理解をし、明確に契約をしておく必要がある。加算率があまりにも高いということになると問題。他県とか国等を参考にしながら制度設計の細かいところを見させてもらいながらも少し検討させてもらいたい。
- (事務局) 国、他県は5割増しというのが主流。率で言うと国は元が10%なので15%、20%の県では30%。20%の県でも5%増しというところもあったかとは思いますが、5割増しというところが多かったというところが印象ではある。
- (委員) そういったところについては、今後も検討を重ねていくということになるのか、県で委員会が終われば決めることになるのか、決めていく段階において委員会を開催するのか。
- (事務局) それについては、最終報告をもらうということで、言及された内容を県で受け止めて、県で判断したい。出来るのなら平成25年度から出来るものは実施したい。国、他県の状況を考慮しながら県として判断をしていきたい。

「(3) コンプライアンスの徹底」について

- (委員) コンプライアンスというのは、官と民をきっちり区別するのが大事である。コンプライアンスは民の問題だが、建設業界というのは政治的な要素と経済的な要素、マネジメントの要素にしても入札資格の問題や認定の問題や、政党などのロケーションの問題も含めた建設環境が常に繋がっていてポリティカルな

要素の中で運営されるシステム。コンプライアンスというのは業者の問題なので独立性を持って自分たちですというシステムをどうやれば出来るのか。ここで出てくる問題は、行政が行う研修に参加するのがコンプライアンスだということになってしまって、各業者がそれぞれ適正な業務をしていく、それぞれが必要な監査をしていくというシステムになっていかないというのが問題。コンプライアンスという言葉だけが先走りして研修会だけになってしまっている。民が独自に行うシステムが出来てないと思う。行政は、民にコンプライアンス確立のためにどういうことをするのか問い合わせるのが大事であって、研修会に出るからという言い訳は問題。

- (委員) コンプライアンスの徹底のところ、ポイントは事業者でコンプライアンスの基本方針の策定を促して、策定できていない業者については入札参加資格の格付けを下げるなどの厳しい措置も考えるというのが検討委員会としての意見だと思うが、あまりにも悪質なものについては、建設業の許可も取消すというような強い姿勢で臨んではどうか。
- (委員) 研修したからそれがどうなのかという指摘もあったが、3ページのところで、「研修については、県の入札参加資格を有する事業者の参加率が6割程度と低調であると認められるので、研修の継続的な実施とさらなる取組の強化が必要である。」と書いておきながら、今後取り組むべきところには記載がないのでそれを含めて書いてほしい。
- (事務局) 研修の件については、前回書いていたのを、前に入れたので敢えて削ったので、そこは今後の取り組みに記載するといことで大丈夫だと思う。悪質な事業者の許可を取り消すというのは法律に基づいた対応になる。
- (委員) 業者で研修会を開催したり、自発的にコンプライアンスの徹底をしていくという動きを加速していこうという中での提言であるので、そういうことに積極性も見られない、建設業の信頼回復についてあまりにも無頓着なところが認められる場合には、建設業の許可の取消しもあり得るくらいの強い姿勢で臨むくらいで。ただ、法律的問題もあるので、その部分は私も分からない。再発防止のために検討委員会としてそのようなニュアンスが出ていればいいかなど。絶対というわけではない。
- (委員) コンプライアンスの問題は民の問題だから、建設業協会が協会加盟の資格を剥奪するという自主的な倫理規定を設けて協会の自助努力として資格権を剥奪するというのが通常である。行政の資格停止というのは横並びでしかできないわけであって、協会が自主的にコンプライアンスを確立するためには、そういう組織運営の仕方も有用。日本では、ボスが支配してという傾向や感じがあったりするので、無理だが。本当は協会が資格を剥奪することが大きな意味を持つような建設協会であればいい。そういう体制を行政は求めるべき。
- (事務局) 話は戻るが、営業の許可の取り消しというのは法律の問題がある。県の入札参加資格、資格を与えないというのも同様の趣旨になるが、法令に県の入札参加資格に入る要件的なものがあり、それに定められた項目以外を追加するのは出来ない。事務局として検討したが、法令の規定によって参加させるまではせざるを得ない。格付けを下げるといったことになる。

- (委員) この会に出ていてずっと考えていて、私たちは建設業界を信頼しているのだろうか。「信頼を回復」とあるが、果たして回復される信頼はあるのか。問題の根深さというか、国交省の問題が起きたときにこういう表現がすぐ出てくるのが、お題目の意味はあるのかもしれないが、我々の命に係る社会資本を作ってもらおう建設業者には我々は信頼したいというニュアンスを入れてほしい。建設業界から出てくる改善計画書とのキャッチボールになるかもしれないが、お互いが信頼しあえる関係であることを短くていいので入れてほしい。
- (事務局) 次回、改善計画書の概要を説明させてもらうので、計画書と今動いている状況を報告できると思う。それを踏まえて委員の意見をもらい、集約するようにしたい。